

令和8年度事業計画について

第1 地域安全活動事業

令和7年中の全国における刑法犯認知件数は、前年比3万6,463件増の77万4,142件となり、4年連続して増加している。窃盗犯が約51万4,000件で、全体の約66%を占めているほか、特殊詐欺や交流サイト（SNS）を介した投資詐欺やロマンス詐欺の被害総額は、前年比62.8%増の約3,241億円で、過去最悪を更新しており、国民の体感治安は悪化している。

秋田県警が認知した刑法犯は、前年比71件増の2,647件であった。窃盗犯が1,691件で105件増加しているほか、殺人や強盗などの凶悪犯が昨年同様31件発生している。子供や女性、高齢者が被害となる事案が後を断たない状況にある。

また、特殊詐欺の被害件数は、前年比18件減の182件であるが、被害額は前年比約4億0,700万円増の約13億1,700万円であった。SNS型投資詐欺やロマンス詐欺の被害は、被害件数が18件増の83件であったほか、被害額が約4,200万円増の約5億7,500万円である。詐欺の手口が巧妙かつ多様化していることが被害急増につながっており、SNS型投資詐欺及びロマンス詐欺の被害が増加傾向にある。被害者は高齢者のみならず、若い世代にも広がっているため、県民の治安に対する不安は未だ解消されていない状況にある。

当県防連は、こうした情勢を正しく認識し、引き続き警察、行政及び各種防犯団体等と緊密に連携し「日本一安全で安心して暮らせる秋田県」の実現を目指して、「犯罪の起きにくい社会づくり」に向け次の総合防犯活動を展開していく。

1 防犯思想の普及活動

犯罪被害から県民を守るため、犯罪情勢や各地域の実情に応じた効果的かつ効率的な防犯活動を推進し、県民の防犯意識の向上を図る。

(1) 各種地域安全運動等に連動した活動

- ① 季節、地域情勢、祭典や各種イベント
- ② 全国地域安全運動
- ③ 年末・年始特別警戒期間

(2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の効果的活用

犯罪情勢等に応じた盗難被害防止等目的に応じたポスター、パンフレット、リーフレット等を制作し、各種防犯キャンペーン等活動において配布するなど効果的に活用する。

2 地域を守るための諸活動の推進

県民が広く求める安全で安心なまちづくりを目指し、防犯指導隊等との連携による地域安全パトロールを中心とした各種防犯活動を推進するとともに、子供の見守り活動や犯罪被害防止等研修会を随時開催する。

(1) 地域内のパトロール活動の推進

青色回転灯装備車を効果的に活用するなどして、地域の隅々に至るまでパトロール活動を展開する。

(2) 各地域単位の防犯活動の推進

当県防連と各市町村防犯協会の協働により、それぞれの地域事情に応じて、駅等の駐車場および駐輪場におけるロックパトロール、地域住民を対象とした各種犯罪被害防止教室等を積極的に開催する。

(3) 子供の見守り活動の推進

当県防連と各市町村防犯協会、防犯ボランティア団体、町内会等と連携し、通学路等における青色回転灯装備車を活用した子供の見守り活動の実施。

(4) ブロック別防犯推進連絡協議会の開催

全国地域安全運動を効果的に展開するため、県北、中央、県南の各ブロックごとに、各市町村防犯協会、防犯指導隊及び各市町村防犯事務担当者等を招集して研修会を開催し各組織の連携と情報共有を図る。

3 自転車盗難防止活動

「秋田県自転車防犯登録実施要綱」に基づき、警察、秋田県自転車防犯登録協会と連携し、自転車盗難の防止、盗難又は遺失した場合の早期被害回復に向け次の事業を行う。

(1) 自転車防犯登録情報の適正なデータ処理

自転車販売店から送付された自転車防犯登録カードの集約、点検、電算入力等の業務を適正に進める。

(2) 自転車防犯登録制度の広報啓発活動

自転車販売店と連携し、防犯登録の未登録自転車所有者や新規自転車購入者に対し、積極的に自転車防犯登録手続きを呼びかける。

(3) 通学用自転車の盗難防止

県内中学校、高校において通学用自転車の盗難防止のための確実な鍵掛けを呼びかける。

4 少年の非行防止活動と健全育成活動の推進

少年の非行防止活動及び健全育成活動のため次の事業を行う。

(1) 地域における有害環境浄化活動の推進

少年保護育成委員会(少年指導委員含む)、各防犯協会及び防犯指導隊が連携し、少年に有害な書籍販売店等に対する撤去指導を推進する。

(2) 少年健全育成柔剣道大会及び弁論大会に対する支援活動

少年の健全育成を目的とした少年柔道大会、少年剣道錬成大会及び少年弁論大会に対し支援活動を行う。

(3) 少年保護育成委員等に対する支援活動

少年保護育成委員等が行う少年の非行防止活動及び健全育成の活動を支援する。

(4) 薬物乱用防止活動

薬物乱用防止用のポスター、リーフレット等を制作し、少年保護育成委員等と連携した薬物乱用防止の広報啓発活動を行う。

5 特殊詐欺被害防止活動の推進

警察、金融機関等と連携を密にし、特殊詐欺被害防止に向け次の事業を行う。

(1) A T M利用者等に対する被害防止啓発活動

年金支給日等に金融機関、コンビニ等において、特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施し、A T M等利用客に対しチラシを配布するなどして被害防止を呼び掛ける。

(2) 住民を対象とした被害防止啓発活動

高齢世帯に対する巡回指導、地域住民を対象とした研修会等を実施し、特殊詐欺被害防止を呼び掛ける。

6 表彰

各種防犯活動が他の模範と認められ、功労が顕著な個人・団体に対し表彰を行う。

(1) 秋田県防犯功労者及び防犯功労団体の表彰

(公社)秋田県防犯協会連合会表彰規定に基づき各市町村防犯協会から上申を受け、防犯功労者及び防犯功労団体の表彰を行う。

(2) 東北防犯功労者及び優良防犯団体の表彰上申

東北防犯協会連絡協議会表彰規程に基づき、各市町村防犯協会からの推薦を受け、当県防連経由で防犯功労者及び優良防犯団体を表彰上申する。

(3) 全国防犯功労者及び防犯功労団体の表彰上申

公益財団法人全国防犯協会連合会表彰規則に基づき、各市町村防犯協会からの推薦を受け、当県防連経由で防犯功労者及び優良防犯団体を表彰上申する。

7 防犯ポスター・標語・青パト写真の募集活動

県内の小・中・高校生や一般の人々を対象とした防犯ポスター、防犯標語及び青色回転灯装備車の活動中の写真を募集し、優秀作品については各地域内の公共掲示板等に掲示する。

(1) 課題

① 様々なかたちの防犯ボランティア活動

～防犯ボランティアの裾野の拡大と活性化を目指して～

② 青色回転灯等装備車の活躍

③ 暴力団のいない社会づくり

(2) 応募依頼

県内小、中、高等学校及び各市町村(各教育委員会、防犯事務担当者)、秋田県警察に文書を発出して協力を依頼し募集活動の活発化を図る。

第2 風俗環境浄化事業

当県防連は、秋田県公安委員会から秋田県風俗環境浄化協会として指定されており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)に基づき県民の善良な風俗の保持及び風俗環境浄化を行う。

1 風俗管理者講習の実施

善良な風俗の保持等のため、風俗営業所の管理者及び管理者になろうとしている者に対し風俗管理者講習を年11回行う。

2 風俗営業許可申請等に伴う調査

風俗環境浄化等のため、風俗営業の許可申請及び変更承認申請に基づき、営業所の構造・設備及び制限地域等の調査を行う。

第3 相談・助言・指導に関する事業

1 風俗環境に関する苦情の処理

風俗環境に関する苦情について、警察、行政機関等への通報や、風俗営業者に対する指導等を行う。

2 少年指導委員に対する支援活動

少年指導委員の資質向上のための指導研修会の開催や少年指導委員との協働による風俗営業や少年の健全育成活動に関し情報交換を行う。

第4 会議等の開催

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 理事会及び総会 | (理事会2回、定時総会1回) |
| 2 | 臨時理事会及び臨時総会 | (必要に応じて) |
| 3 | その他の会議 | (必要に応じて) |